

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月27日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第32号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(掛金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会員については、掛金を免除することができる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている会員（<u>第2号及び第3号の会員を除く。</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 前項の場合において、掛金を免除する期間は、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(評議員会の招集)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席（<u>委任状による出席を含む。</u>）がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(理事会)</p> <p>第12条 理事会は、理事長が招集し、理事の過半数の出席（<u>委任状による出席を含む。</u>）がなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(掛金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会員については、掛金を<u>減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている会員（<u>第3号及び第4号の会員を除く。</u>）</p> <p>(2) <u>3歳に満たない子を養育している会員で、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）又は第19条第1項の部分休業の承認を受けているもの</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項の場合において、掛金を<u>減額する額及び減額し、又は免除する期間</u>は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(評議員会の招集)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(理事会)</p> <p>第12条 理事会は、理事長が招集し、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 [略]</p>

(永年勤続給付)

第26条 会員が勤続10年、20年又は30年を迎えたことにより職務に専念する義務の免除を受けることができることとなったときは、その年度に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める永年勤続記念品を給付する。

(1)～(3) [略]

別表第1 (第7条関係)

都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 保健衛生局保健部長 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局道路部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長 (各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人) 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長

(永年勤続給付)

第26条 会員が勤続10年、20年又は30年を迎えたときは、その翌年度に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める永年勤続記念品を給付する。

(1)～(3) [略]

2 前項に規定する勤続期間には、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員その他理事長が別に定める職員としての会員の期間を含まないものとする。

別表第1 (第7条関係)

都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 保健衛生局保健部長 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長 (各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人) 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。